令和5年度

第2回我孫子市国民健康保険運営協議会

会 議 録

1 招集日時 令和6年1月15日(月)午後7時00分開会

2 招 集 場 所 議会棟 第一委員会室

3 出 席 委 員 石川浩之委員 磯邊久男委員 佐藤昭宏委員

鈴木浩委員 玉村容子委員

松下世津子委員 茂木和之委員

4 欠 席 委 員 佐宗由紀子委員 牧則子委員 森田秀樹委員

5 出席事務局職員 飯田健康福祉部長 海老原国保年金課長

野口課長補佐 廣瀨課長補佐

山本主任 楠瀨主任 岩井主任主事

6 公開/非公開の別 公開

7 傍聴人 0名

8 会議に関する事項

一開会

1 資料確認

二議事

1 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

2 その他

三 閉会

目 次

	開 会 資料確認 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
<u>_</u>	議事	
	我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)につ	L
1.		
	7	:
2.	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
<u>=</u> .	閉 会	

午後7時00分開会

一開会

○事務局 本日は大変お忙しい中、遅い時間に御出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきまして御理解と御協力を頂き、心より感謝申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます野口です。どうぞよろしくお願いいたします。

これより令和5年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。 我孫子市国民健康保険条例施行規則第8条の規定で、本会議は委員の半数以上の出席を もって成立となります。本日は10名の委員のうち7名の出席がございますので、会議は 成立しておりますことをご報告させていただきます。

今回、お集まりいただきましたのは、「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例(案)について」につきまして、委員の皆様にご報告、ご説明するとともに、ご意見 をいただきたいと考えております。また、こちらは諮問案件となりますので、充分ご審議 いただき、ご意見をいただけますようお願いします。本日は何卒よろしくお願いいたしま す。

資料確認

○事務局 次に、会議を始めるにあたり、本日の資料を確認させていただきます。

初めに、先日、委員の皆様にお配りした資料といたしまして、資料 No.1 「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) について」。

次に、本日、机の上に配付しました資料として、協議資料ではありませんが、「会議次 第」、「席次表」を配付させていただきましたのでご確認をお願いします。

資料のない方がいらっしゃいましたら事務局で用意しておりますので、お申し出ください。——よろしいでしょうか。

なお、本日は我孫子市社会福祉協議会の牧様、ちば東葛農業協同組合の森田様、公立学校共済組合の佐宗様の3名が欠席との連絡がございました。以上につきましてご報告させていただきます。

開会に当たりまして、健康福祉部長の飯田から挨拶させていただきます。

○部長 本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから本市の国民健康保険事業に多大なるご尽力をいただくとともに、市政全般にわたりご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険は構造的な問題である、高齢者の加入割合が非常に高いことや、がんなどの治療による高度な治療の保険適用が増えた事なども影響し、一人当たりの医療費は依然として高い状態が続いています。

このような状況ではございますが、特定健診の受診率の向上や、保険者努力支援制度の 重点項目である、生活習慣病の予防事業、糖尿病重症化予防事業に取り組むことにより、 医療費の適正化と健全な国保財政の運営に努めてまいりますので、今後ともご指導のほど よろしくお願いいたします。

本日の議事は、「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」、内容につきましては、令和6年度国民健康保険税の税率改定(案)となっております。市長の諮問案件となりますので、委員の皆様におかれましては充分審議していただき、忌憚のないご意見をいただけますようお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは議事に移ります。

我孫子市国民健康保険施行規則第6条により、会議の議長は会長が当たることになって おります。これより会長に議事進行をお願いいたします。

二議事

1. 我孫子市健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

○会長 ただいま事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立している との報告がありましたので、これより令和5年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会 を開催いたします。

早速ですが、次第に沿って議事を進めたいと思います。ぜひ会議が円滑に行えますよう、 皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議題1「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局 国保年金課の岩井と申します。お配りさせていただいております「我孫子市国 民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案)」について、こちらを使いながら私の方か らご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、1ページをお開きください。

1. 我孫子市における国民健康保険の財政調整基金の状況

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、都道府県が市町村ごとに決定 した国保事業費納付金を都道府県に納付することで、保険給付に必要な費用を全額、都道 府県から保険給付費等交付金が支給される制度改革が行われました。

中段に記載させていただいている表のとおり、我孫子市では、毎年、被保険者数が減少しており、それに伴い収入源である保険税納付額等も税率改定による増加があるものの、減少傾向にある一方、一人当たりの医療費は増加しているため、千葉県に支払う国保事業費納付金などの支出額が収入額を上回る状況が続いています。令和3年度及び令和5年度に税率改定を行いましたが、不足額の解消に至っておらず、令和4年度までは国保財政調整基金を活用することで対応していました。

しかし、基金残高も減少し、令和5年度では、基金残高全額を繰入しても不足額の解消に至らず、赤字補填のため一般会計から法定外繰入、その他繰入金を行はなければならない状況です。

次に、2ページをお開きください。

2. 国保財源の確保に向けた検討

国保財源の確保には、税率の見直しまたは、一般会計から法定外繰入等を行うことが考えられますが、平成29年12月の千葉県国民健康保険運営方針で財政運営に係る基本的な考えと取組として、「市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定すること。」としています。

また、「決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。」としています。

以上のことから、法定外繰入については、国保に加入していない方に自身の税金や社会保険等の保険料を払っていながら、さらに国保の負担をお願いすることに繋がることになるため、法定外繰入を行うのはやむを得ない場合に限るものとし、医療費の適正化や保健

事業の実施及び税率の見直し等により国保財源の確保について検討しなければなりません。

なお、現在千葉県では、「第2期千葉県国民健康保険運営方針」の策定作業中であり、 その案が示されています。その中に、「県全体として令和12年度までに決算補填等目的 の法定外繰入を解消することを目標とする」との記載があるため、令和12年度以降は一 切の赤字繰入を実施しないことを求められていると想定しています。

このため、遅くとも、令和12年度からは毎年、標準保険税率のとおり改訂していく 必要があると考えています。

(1)保険税率の状況

我孫子市の保険税率については、千葉県への国保事業費納付金を徴収するために必要となる標準保険料率を参考にして税率改定を行っています。直近では、試算表にあるとおり、令和5年度に税率改定を行いました。しかし、歳入増となっても国保事業費納付金の不足分を十分に賄うことはできていない状況です。

3ページをお開きください。

(2) 近隣市の保険料(税)率の状況

「東葛国保」の資料によると、近隣9市の保険料(税)率の状況は、6市が過去5年以内に保険料(税)率の変更を行っています。また、表には記載されておりませんが、流山市と鎌ヶ谷市は平成28年度に、市川市は平成27年度に保険料(税)率の変更を行っています。

4ページをお開きください。

(3) 税率改定の考え方

千葉県から毎年示される標準保険税率は、千葉県へ国保事業費納付金を納めるために 必要となる保険税率を示しています。令和6年度の税率改定を検討するに当たっては、令 和6年度の標準保険料率を用いる必要がありますが、例年、標準保険料率の確定係数が示 されるのが1月末頃となり、仮係数は前年11月末頃となるため、税率改定案については 令和6年度の標準保険税率の仮係数を参考に用いることとしました。

下の表をご覧ください。①が現行税率で、②が千葉県から示されている標準保険税率となっております。①と②の差として、左から読み上げさせていただくと、医療分の所得割が0.53%、均等割が3,144円、平等割が3,696円。後期所得支援金分の所得割で-0.01%、均等割で871円。介護分の所得割で0.24%、均等割で2,649円の乖離がございます。

(4) 税率改定案

医療分の均等割を18,000円から21,200円に、平等割を18,600円から22,300円へ変更。後期支援金分の所得割を3.91%から3.85%に、均等割を9,600円から10,500円へ変更するものです。

なお、後期支援金分の所得割を標準保険税率より引き下げるのは、応能所得割、応益均等割の標準的割合は、50対50ですが、現行は69対31であるため、令和5年度の標準保険税率の確定係数を参考に所得割を引き下げることで、応能・応益割合を改善させるとともに、中間所得層の負担増を極力抑えるためです。また、介護分については据え置きとしています。

現行税率案の差について、一番下の表をご覧ください。医療分として、所得割が変更なし、均等割が3,200円、平等割が3,700円。後期支援金分の所得割が-0.06%、均等割が900円。介護分は据え置いた形となっておりまして、合計で所得割が-0.06%、均等割が7,800円の増となっております。結果、一人当たりの調定額として、約4,548円上がると想定しています。

5ページをお開きください。

(5) 税率を変更することによる効果

税率改定案の通りに税率を見直した場合、税収として約1億円の歳入増(被保険者一人当たり約4,500円増)とともに、低所得者に係る保険税法定軽減額の増に伴い、交付金(保険基盤安定負担金)として、約4千万円の歳入増が見込めますが、予算編成上では、まだ約1億3千万円の不足額が生じる見込みです。

なお、不足額についての対応は、一般会計からの法定外繰入を想定しています。

(6) モデル世帯の保険税試算

次の6つのモデルケースで各世帯の年税額がどの程度上昇するか検討したものとなっています。世帯条件及び所得条件については、【参考資料5】を基に構成割合の比較的高い世帯で試算させていただきました。

モデルケース①から読み上げさせていただきます。

① 世帯条件として、1人世帯の年齢が40歳~64歳の7割軽減適用世帯。所得条件が0円と仮定した場合の試算結果として、①の現行年税率が18,200円に対して、税率改定案では20,500円。現行との差は、2,300円となります。

- ② 世帯条件として、1人世帯の年齢が40歳~64歳の5割軽減適用世帯。所得条件が60万円と仮定した場合の試算結果として、②の現行年税率が5,500円に対して、税率改定案では56,200円。現行との差は、3,700円となります。
- ③ 世帯条件として、1人世帯の年齢が40歳~64歳の2割軽減適用世帯。所得条件が80万円と仮定した場合の試算結果として、③の現行年税率が96,500円に対して、税率改定案では102,600円。現行との差は、6,100円となります。
- ④ 世帯条件として、1人世帯の年齢が40歳~64歳の給与所得のみの世帯。所得条件が200万円と仮定した場合の試算結果として、④の現行年税率が263,900円に対して、税率改定案では270,800円。現行との差は、6,900円となります。
- ⑤ 世帯条件として、2人世帯の夫の年齢が65歳以上、妻の年齢が65歳未満の年金所得の診の世帯。所得条件が、夫が250万円、妻が100万円と仮定した場合の試算結果として、⑤の現行年税率が393,500円に対して、税率改定案では403,800円。現行との差は、10,300円となります。
- ⑥ 世帯条件として、3人世帯の夫の年齢が40歳以上、妻の年齢が40歳未満、子供の年齢が15歳の世帯。所得条件が、夫が300万円、妻が100万円と仮定した場合の試算結果として、⑥の現行年税率が511,800円に対して、税率改定案では525,90円。現行との差は、14,100円となります。

これ以降の資料は参考資料となりますので、割愛とさせていただきます。

以上で「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」の説明を 終わります。

○会長 ただいま「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」 の説明が終わりました。これより質疑応答に移らせていただきます。

それでは御質問等のある方は挙手をお願いします。

- ○委員 4ページの後期支援金分の所得割と均等割のガイドラインでは50対50となっているが、実際は69対31となっているが、医療分の割合はどのようになっているか? ○事務局 医療分の応能・応益の割合は、約60対40となっております。
- ○委員 ガイドラインでは?
- ○事務局 ガイドラインでは基本的には50対50になっております。我孫子市では60 対40となっておりまて、介護分は40対60となっております。
- ○委員 介護分は所得割が少ないということか?

- ○事務局 介護分につきましては、ご認識のとおりです。
- ○委員 市によって所得割のパーセンテージや均等割の金額、平等割の金額が全部違い、 ガイドライン記載のとおりでないのはなぜか?
- ○会長 回答願います。
- ○事務局 基本的には50対50が理想的となってはいますが、各市町村の財政状況、議会の議決を経ないと税率改定を実施できないという理由から、必ずしも50対50にはならないというのが実情であります。

今回、後期支援金分につきましては、50 対 50 から乖離していましたので、所得割の現行税率と標準保険料(税)率の差である0.01 %以上下げることにより、少しでも50 対 50 に近づけるため今回の税率改定(案)提案をさせていただいているところであります。

- ○委員 各市で現行税率に違いがあるのは、例えば、○○市は低所得者に優しくしよう等 の思想があるからなのか?
- ○事務局 市によってそのような思想がある可能性はあります。それぞれの長が政策的な 判断、政治的判断を含め判断するとこであると考えております。
- ○委員 令和12年度に「赤字繰入の解消を図る」という話があったが、それと同様に50対50も目指すこととなると思うが、だんだんと近づけないと激変になると思う。今回の改定(案)は考慮されているのか?
- ○事務局 現在、千葉県の国民健康保険の今後の運営方針を県が策定しているところであり、その中で「令和12年度までに赤字繰入を解消する」との目標が示される予定です。ですので、各市町村は令和12年度までに県が示す標準保険料(税)率に近づける動きがあると考えております。今年度に引き続き、2年連続での引き上げを提案させていただいておりますが、2、3年に一度での引き上げとなりますと、50対50にするためには上げ幅を上げる必要があるため、納税義務者の方々を考えると、緩やかに上昇するよう調整した方が負担も和らぐと考え、2年連続で改定をさせていただきたいと考えております。
- ○委員 令和12年になると大幅に上げる必要があると思う。現在の基準のままでは、令和11年から令和12年の間で一般会計から繰入金をする必要があるのでは? また、一般会計から繰入金をできなくなった場合、令和11年から令和12年にかけて大幅に上げる必要があると思うが、それを踏まえた上で、徐々に上げていくという今回の改定(案)なのか?

- ○事務局 ご認識のとおりである。
- ○委員 国民健康保険に加入していない人の負担の方が大きいというのは、矛盾している ので、改定に関して賛成せざるを得ないと思うが、例えば、市で医療費の適正化や保健事 業の実施等でできることはあるのか?
- ○事務局 医療費の適正化につきましては、例えば、ジェネリック医薬品の普及・啓発活動にて、ジェネリック医薬品変更することにより、医療費が削減できることを通知しております。保健事業では、特定健康診査・特定保健指導、策定したデータへルス計画に基づいた保健事業を実施し、被保険者の方が重症化する前に介入し、医療費が増加しないよう取組を継続して実施しているところであります。
- ○委員 「毎日8,000歩で20分強く歩きなさい」といったことが広まってきたが、医療費を削減するための、市としての健康に関する啓発活動がまだまだ少ないと感じるので、 頑張っていただきたい。
- ○事務局 国民健康保険加入者へは様々な保健事業を実施しているが、市民の方々全体へは健康づくり支援課等と連携し、市民の皆様が健康でいられるよう取組を継続していくと ころである
- ○会長 ほかに御質問はありませんか。――よろしいでしょうか。 質問がないようですので、質問はここで打ち切らせていただきます。
- ここで皆様の御意見を伺いたいと思います。御意見のある方からお伺いしたいと思いますが、ある方は挙手をお願いします。
- ○委員 税率を上げる必要があることは説明をすれば市民の方々もある程度理解できると 思うが、前回含め、広報活動等は実施しているか?
- ○会長 回答願います。
- ○事務局 今年度の税率改定の際は、市のホームページ、広報に掲載し、6月の納税通知書を発送させていただいた際に、ご案内を同封いたしました。来年度からの税率改定の答申をいただけましたら、市長にご報告し、3月議会にて議案として提出し、可決されましたら、今年度同様の周知を実施させていただきます。
- ○委員 周知はもちろんだが、税率を改定した事実のみではなく、税率を上げる必要があるのかを掲載し、医療費の削減等の協力を求める必要があると思います。
- ○会長 他にございませんか?

議題1に関しましては諮問案件ですので、皆さんの意見を取りまとめたいと思いますが、

その前に本日欠席されている委員の御意見を報告します。事務局からお願いします。

- ○事務局 本日欠席されている委員から書面で表決書を頂いております。本日は3名欠席ですけれども、3名とも御意見はございませんでした。以上です。
- ○会長 ここで事務局が皆さんの意見を取りまとめますので、少しお時間を頂きたいと思います。
- ○事務局 今回、特に意見というものは出なかったと思いますので、この諮問(案)に対して、御承認いただけるかどうかを皆様にお諮りいただければと思います。
- ○会長 いかがでしょうか。
- ○委員 確認させていただく。基本的には事務局の説明で、税率改定はやむを得ないということに対し、意見がないという趣旨である。皆様も事務局(案)で承認の方向であると思う。なぜ、確認させていただいたかというと、違う方向に行ってしまわないよう、再度、意見というのは、事務局の説明内容を理解し、理解の上で反対等の意見はないという趣旨である。まとめ方だけ、お願いしたい。このままいくのであれば結論となるので、事務局(案)で賛同するかどうか、それが答申内容になるであろうと想定しました。その確認していただきたい。
- ○会長 皆様も賛同でよろしいか?――賛同のようなので、事務局(案)でお願いいたします。
- ○事務局 そうしましたら、委員会からの答申(案)を用意しておりますので、お配りさせていただきます。内容を確認していただき、再度、こちらの内容でよろしいか確認を取らせていただきます。
- ○事務局 それでは、お手元に配りました答申(案)を確認させていただきたいと思います。

読み上げます。

国民健康保険税の税率等の改定について (答申)

令和6年1月15日付け、健国第2156号をもって諮問のありました国民健康保険税の税率等の改定について、諮問の趣旨を踏まえて慎重に審議した結果、次のとおり結論を 得たので答申します。

1. 税率等の改定について

本市の国民健康の財政状況を踏まえて、原案のとおり改定することが適当であると判断する。

【原案】

- ア 基礎課税額に係る均等割額を
 - 18,000円から21,200円に改定すること
- イ 基礎課税額に係る平等割額を
 - 18,600円から22,300円に改定すること
- ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額を
 - 3. 91%から3. 85%に改定すること

後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額を

9,600円から10,500円に改定すること

2. 改定時期について

本市の国民健康保険財政の状況を踏まえて、原案のとおり改定することが適当であると判断する。

【原案】

令和6年4月1日から改定する

以上でございます。

- ○事務局 補足させていただいてよろしいでしょうか。
- 「1. 税率等の改定について」の【原案】にて、アとイに基礎課税額と記載がありますが、資料で言いますと、医療分となります。条例上、基礎課税額という表現となっておりますので、答申書では医療分ではなく、基礎課税額と記載させていただいております。以上となります。
- ○会長 答申書の内容に関しましては、事務局を通じて市長に報告することとなりますの で御了承ください。
- ○事務局 本日欠席となっております、3名の委員から承認すると決意書をいただいております。

2. その他

○会長 それでは、最後に「その他」ということで、何か議題として取り上げたいものは ございますか。

○事務局 令和5年度第3回我孫子市国民健康保険運営協議会の開催は2月中旬を予定しています。開催希望日についてのアンケートを配付させていただきますので、後日御回答をお願いします。

三 閉 会

○会長 以上をもちまして、令和5年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○事務局 会長並びに委員の皆様、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

今後ともよろしくお願いします。本日は大変お疲れさまでした。

午後7時41分閉会